

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律の概要

概要

平成25年6月に策定された日本再興戦略(同月14日、閣議決定)に盛り込まれた施策(下記①)及び観光立国実現に向けたアクション・プログラム(同月11日、観光立国推進閣僚会議)に盛り込まれた施策(下記②及び③)を実現し、日本経済の活性化のために資する外国人の受入れを促進すること等を目的とした在留資格の整備を行うほか、上陸審査の手続の一層の円滑化のための措置等を講じる。

主な改正項目

在留資格の整備関係

①高度外国人材の受入れの促進

高度外国人材のための新たな在留資格「高度専門職第1号」を創設し、現在、「特定活動」の在留資格を付与して各種の出入国管理上の優遇措置を実施している高度外国人材と同様の優遇措置を実施するとともに、「高度専門職第1号」をもって一定期間在留した者を対象とする「高度専門職第2号」の在留資格を創設し、同在留資格について在留期間を無期限とするとともに活動の制限を大幅に緩和すること等を内容とする制度を導入

【別表第1の2「高度専門職」関係、平成27年4月1日施行】

在留資格「投資・経営」に係る改正

企業の経営・管理活動に従事する外国人の受入れを促進するため、現在、外資系企業における経営・管理活動に限られている「投資・経営」に、日系企業における経営・管理活動を追加し、名称を「経営・管理」に改正

【別表第1の2「経営・管理」関係、平成27年4月1日施行】

在留資格「技術」・「人文知識・国際業務」の一本化

専門的・技術的分野における外国人の受入れに関する企業等のニーズに柔軟に対応するため、業務に要する知識等の区分(文系・理系)に基づく「人文知識・国際業務」と「技術」の区分を廃止し、包括的な在留資格を創設

【別表第1の2「技術・人文知識・国際業務」関係、平成27年4月1日施行】

在留資格「留学」に係る改正

学校教育の場における国際交流促進のニーズを踏まえ、「留学」に小中学校において教育を受ける活動を追加

【別表第1の4「留学」関係、平成27年1月1日施行】

上陸審査の円滑化関係

②クルーズ船の外国人旅客に係る入国審査手続の円滑化

法務大臣が指定するクルーズ船の外国人乗客を対象として、簡易な手続で上陸を認める新たな特例上陸許可制度(船舶観光上陸許可制度)等を創設

【第14条の2関係、平成27年1月1日施行】

③「信頼できる渡航者」に係る出入国手続の円滑化

自動化ゲートを利用できる対象者の範囲を拡大し、出入国管理上のリスクが低く、また、頻繁に我が国に入国する「信頼できる渡航者」とあらかじめ認められた外国人について、上陸許可の証印を省略できるようにするとともに、同証印に代わる上陸許可の証明手段(特定登録者カード)を創設

【第9条の2関係、公布の日から起算して2年6月を超えない範囲で政令で定める日から施行】

その他の改正項目

PNRの取得を可能とするための改正

外国人入国者に対する入国審査を一層効果的に行うため、航空会社に対し、PNR(Passenger Name Record:航空券の予約に係る航空会社が作成する乗客予約記録)の報告を求めることができる規定を創設

【第57条関係、平成27年1月1日施行】

入管職員の調査権限に係る規定の整備

- 再入国許可・同許可の取消しに係る調査権限を付与する規定を創設
- 退去強制令書の執行に関して公務所又は公私の団体に照会する権限を付与する規定を創設

【第52条及び第59条の2関係、公布日から施行】